

日時：令和5年2月13日（月）14:10～14:55

場所：長野県庁 災害対策本部室

## 長野県防災会議議事概要

### 1 開会

#### 【前沢危機管理部長】

それでは定刻でございますので、ただいまから長野県防災会議を開催いたします。本日の司会を務めます長野県危機管理部長の前沢と申します。どうぞよろしく願いいたします。

開会にあたりまして、防災会議会長であります、阿部守一長野県知事からご挨拶を申し上げます。

### 2 会長挨拶

#### 【阿部知事】

はいそれでは皆さんこんにちは。大変お忙しい中、皆様には長野県防災会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から県民の皆様方の生命・財産を守るため、それぞれのお立場から、大変なご尽力を賜っておりますことを心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、先日は大雪で高速道路、一般道路が通行止めになるといったような状況がありました。気候変動等の影響もあり、災害の多発化、そして激甚化ということが言われている中で、県民の皆様方の安心できる暮らしを守るためには、この防災対策はハード面、ソフト面の両面から着実に進めていかなければいけないというふうに考えております。

今、県としては国の防災・減災国土強靱化予算を積極的に活用させていただきながら、ハード面での整備に鋭意取り組ませていただいているところでありますし、また市町村の皆様方とも協力をし合って、逃げ遅れゼロを目指した取り組みであったり、あるいは避難所の環境改善だったり、こうしたことに取り組ませていただいているところでございます。

私から改めて申し上げるまでもなく、災害が起きたときは日常の生活とは全く違う状況が生じるわけでありまして、我々県行政のみならず、関係機関の皆様方においても日頃とは違うアクション・行動をしていただかないといけないというところでございます。

そういう意味で、全て予見していくことはなかなか難しく、出来るだけ地域防災計画等で、発生時の行動等を記載して、初動が遅れないようにと思っておりますが、しかしながら、同じ例えば土砂災害、あるいは同じ火山噴火災害でも対応の仕方はその都度違ってまいります。

そういったことを考えますと、常日頃から今日お集まりいただいた皆様方、関係機関の皆様方と我々長野県、そして今日集まりいただいているそれぞれの機関同士のしっかりと協力連携体制を作っていただくことが、大変重要だと思っております。私どもとしては、これからの顔の見える信頼関係を作るということを、しっかり意欲を持ちながら、取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、どうか皆様方にも引き続きご協力、ご支援を賜りますよう、お願いを申し上げたいと思います。

本日の防災会議におきましては、一つは地域防災計画の修正について、皆様方にご審議いただきたいというふうに思っております。また、加えて「信州 火山防災の日」の制定等について、ご報告をさせていただくと同時に、長野地方気象台様からも最近の取り組みについてご報告をいただく予定になっています。

どうか忌憚のない率直なご意見いただきますよう、心からお祈り申し上げて、また日頃の皆様方の防災面でのご尽力に改めて感謝を申し上げて、私からの挨拶といたしたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

### 3 会議事項

#### 長野県地域防災計画の修正（案）について

##### 【前沢危機管理部長】

はい、それでは議事に入りますが、本日は議事として、県の地域防災計画の修正案をご審議いただくとともに、報告事項として、県危機管理部それから長野地方気象台様から報告をいただくこととしております。なお、資料につきましては、次第に記載の通りでございます。

ここで報道の皆様におかれましては、感染症対策のため、傍聴の会場を分散するというので、出てすぐ左側の西庁舎302号会議室で映像配信いたしますので、ご移動をお願いしたいと思っております。会議をそこで傍聴していただくことが出来るようになっております。

はい、それではこれから協議事項に入ります。長野県防災会議、運営規程第2条により防災会議は会長が議長となることとなっておりますので、会議事項に係る議事進行は阿部知事をお願いをしたいと思います。なお、説明後に質問等の時間を設けます

ので、Web参加の方はZoomのリアクション機能又は挙手でお知らせをいただきたいと思  
います。それではお願いします。

### 【阿部知事】

それでは早速会議事項に入らせていただきたいと思います。まず初めに、長野県地  
域防災計画の修正について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

長野県危機管理防災課長をしております血脇と申します。よろしくお願いいたしま  
す。

私の方から「資料1-1」から「資料1-5」までになりますが、主には「資料1-1」、  
「資料1-2」で説明をさせていただきます。

現在画面共有させていただいております「資料1-1」、こちらが本年度の長野県地域  
防災計画の主な修正ということでございます。

真ん中にある「2 主な修正のポイント」というところで大きく三つに分けてござい  
ます。

最初の「（1）令和3年度に発生した災害を踏まえた修正」ということで、こちら  
は国の防災基本計画の修正を反映したものでございまして、「○」が三つございま  
す。「○ 盛り土による災害の防止に向けた対応」、「○ 安否不明者等の氏名等公  
表」、それから「○ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令」という点でご  
ざいます。

二つ目が「（2）南海トラフ地震臨時情報への対応」ということで、こちらは県と  
して独自に、市町村の皆様と県の各部局と検討した結果を反映したものとして、一つ  
が「県・市町村が管理する施設の対策」、それから「住民・企業等への防災対応の呼  
びかけ」いう項目を追記した形になります。

それから最後三つ目、その他として、「（3）その他～関連する法令の改正や最近  
の施策の進展等を踏まえた修正～」ということで、こっちは黒ポツが四つございま  
す。「・豪雪地帯における雪害対策の推進（命綱固定アンカーの設置の促進等）」、  
「・災害応急対策に従事する航空機の安全確保（ドローン飛行禁止空域の指定  
等）」、「・避難所における食物アレルギー等への配慮、再生可能エネルギーの活  
用」、「・各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライ  
ン）の作成」ということでございます。

それぞれ内容につきましては「資料1-2」で説明させていただきます。

それでは「資料1-2」を画面共有させていただきます。

こちらタイトルは「地域防災計画の修正（案）概要」ということになります。今回の修正につきましては、災害対策基本法第40条および国の防災基本計画に基づき、県の実情に即して更なる検討をさせていただいて、定めるものとなっております。本日開催の長野県防災会議において作成するという事になっておりまして、最初の昭和38年の作成から今回で57回目の修正ということになります。

次のページをお願いします。

こちらの構成は五つの災害別になっておりまして、1番が風水害対策、2番が震災対策、3番が火山防災対策、4番が原子力災害対策、5番がその他として、雪害や航空災害等に分けてございます。

次のページをお願いします。

今回の修正の主なものとしましては、先ほど「資料1-1」で申し上げた通り、令和3年度に発生した災害を踏まえた修正と、南海トラフ地震臨時情報の対応を踏まえた修正ということになります。

次のページをお願いします。

まず令和3年度に発生した災害を踏まえた修正として、最初に盛り土による災害の防止に向けた対応ということで、こちらは令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえて、危険な盛り土が確認された場合、速やかに是正指導を行うとともに、住民への周知を図るということにしております。

参考として、県の動きを括弧の中に書かせていただきましたが、令和3年8月から12月に県内でも盛り土の総点検を実施して、その時には直ちに土砂災害が発生する危険な盛り土はありませんでしたが、令和4年7月11日、長野県土砂等の盛り土等の規制に関する条例を、令和5年1月1日の施行ということで取り組みました。

次のページをお願いします。

この条例の内容でございますが、左側に絵がございます。土砂等の盛り土には許可が必要ということで、一定の盛り土等を行う場合には、許可をするということを定めたものでございます。

続けて、次のページをお願いします。

安否不明者等の氏名等の公表ということで、こちらも令和3年7月の静岡県熱海市で発生した土砂災害、こちらは巻き込まれてる方が特定できない状況がありましたので、安否不明者の氏名を早く公表して救助活動の効率化・円滑化に繋げるということで整理をしているものでございます。

括弧にありますように三つ、「平時から安否不明者等の氏名公表に係る手続きの整理」、二つ目が「積極的な情報収集」、三つ目が「安否不明者等の絞り込み」ということで、現在、国では「防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針」というものをパブリックコメント中ではございまして、3月中には正式に国の指針として発表される見込みと聞いております。長野県ではそれを待たず、昨年7月に大雨災害等の可能性が高まる、いわゆる出水期と言われる前に、長野県独自として氏名公表の方針を定めました。

次のページをお願いします。

県が方針として示してあるものでございます。災害が発生して、市町村やあるいは警察、真ん中が県の災害対策本部になりますが、それぞれのところで被害状況等の報告が入ります24時間、48時間という横軸を設けてございますが、通常であれば真ん中の赤いところにあるように、救助・救出の必要性を考慮し、それからその方の住民基本台帳の閲覧制限があるかないか確認し、また家族に同意をとってから公表になるんですが、生命第一に考えますと、いわゆる72時間というタイムリミットがあり、48時間には家族の同意が取れない状況でも必要であれば公表するというような方針を作らせていただきました。国の方の現在出てるパブコメ中のものも、ほぼ同じような形になっておりますが、今後必要があれば見直しをしていくと考えております。

次をお願いします。

また、もう一つが令和3年度の災害を踏まえた修正ということで、こちらは平時からですが、学校においても災害経験のある者が参画した防災教育の推進に努める、あるいは、避難情報の発令等を専門家の知識を活かすために気象防災アドバイザー等の専門家に助言を得るようなことを書かせていただきました。

次をお願いします。

次が大きな修正の二つ目でございます。

南海トラフ地震臨時情報への対応ということでございまして、南海トラフ地震というのは、太平洋側の広いエリアで大きな地震が起きる可能性があるということで、令和元年5月31日から運用が開始されたものでございます。これは、その想定区域とし

て、この地域でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合、次の地震の起きる可能性が高まったということで、南海トラフ地震の臨時情報が発表された際の取り組みを定めたものでございます。

あくまでも、発生する確率が高まったということではございますが、その際に何を  
するのかというものを、既に県の防災計画には、南海トラフ地震編というのがありますが、そこに追記する形になります。

次をお願いします。

今回追記しましたのは、南海トラフ臨時情報が出た場合の防災上重要な施設である  
道路、河川等、あるいは多くの方が出入りする施設である学校や社会福祉施設等に対  
する対策を記載しました。また、広報計画というところに、住民の皆さんだけでなく、  
観光客や企業等への呼びかけの内容も記載しました。

次をお願いします。

南海トラフ地震の被害想定を描かせていただいております。こちらは南海トラフ地  
震が太平洋側で起きた場合、赤くなっているところほど震度が大きいということでご  
ざいますが、全国的には一番大きい場合で、表示のように死者あるいは全壊棟数が非  
常に大きな数字が見込まれるということになっております。

次をお願いします。

こちらは長野県内で、これは陸側の長野県に影響が大きいケースとして、被害想定  
されたものでございます。県内においても震度6弱を観測する地域がありまして、こ  
ちら、南部中心でございますが、やはりその次の地震に備えるという対策が必要にな  
るということを示してございます。

次をお願いします。

具体的に今見ていただいている下側の緑のところは、南海トラフ地震の対策推進地域  
ということございまして、県内34市町村が指定されております。

次をお願いします。

具体的に臨時情報とは、先ほど申し上げた通り、想定地域内でマグニチュード6.8以  
上の地震が発生した場合、もしくは右側にあるように、プレートの動きが通常とは異  
なる動きをしたと見込まれる場合に、次の点線の下にあるように、気象庁が南海トラ

フ地震臨時情報（調査中）という発表を、最短約30分後に発表することになっております。

ここで専門家の会議がありまして、四つの枠にわかれておりますが、プレート境界でマグニチュード8以上の地震があった、あるいはマグニチュード7以上の地震があった等で、実際に発表されるものが、赤3色つけてありますが、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、真ん中が「（巨大地震注意）」それから、これは次の地震の可能性が低いということで「（調査終了）」というものが地震が発生した2時間を目途として発表されるということになってございます。

次のページをお願いします。

こちら最初の想定では、今は長野県から遠いところで大きな地震が起きたということですが、次の地震はもしかしたら北側に上がった地震が発生する可能性があるということで、この対策に備えて何をするかというものを書かせていただいております。具体的には後で「資料1-3」に若干触れさせていただきますので、そちらで述べさせていただきます。

次をお願いします。

その他関連する法令の改正でございます。

豪雪地帯対策特別措置法の改正に伴いまして、除雪時の人的被害防止のため、命綱固定アンカーの設置の促進という記述がありましたので、こちらを追記。それから航空法施行規則の改正に伴いまして、こちらは括弧の中に入ってる通り、緊急用目的として、警察・消防が捜索救助活動等を行う航空機の支障とならないよう、いわゆるドローン、無人航空機の飛行を原則禁止にする空域を調整するというものでございます。

次をお願いします。

次は避難所における各種対策ということで、食物アレルギーへの配慮、あるいは再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備に取り組むということを書かせていただきました。また防災行動計画タイムラインというものを、時系列で整理しようということで書かせていただいております。

それでは「資料1-3」、先ほど南海トラフ地震の対応について申し上げたいということで、4ページをお願いします。

南海トラフ地震臨時情報の対応ですが、主に県や市町村が管理する重要施設あるいは大勢の方が集まる施設、4ページには防災上重要な施設ということで、「ア」から

次のページの方の「オ」まで書いてありまして、道路や河川、ダム、ため池、用水路あるいは松本空港、それから県庁舎等の施設がどのように対応するかというようなことを書かせていただいております。

5 ページには多数の者が出入りする施設に関する施策ということで、主にはやはり学校ということに重点を置きました。

5 ページ下には県立高校、特別支援学校等の記述がありますが、続けて6 ページの方にも高校以外の保育園、小中学校等の部分についても書かせていただきました。こちらは沿岸部の県においては、原則、危険性が高まって1週間は休校、あるいは土砂災害警戒区域にある学校は休校というような書き方があるんですが、市町村の皆様と話し合った結果、小中学校あるいは保育園では、一律休校よりも地域の特性を反映して学校に通っていただいた方がいいかもしれないというようなこともありますので、その辺の方が反映された形にしてございます。

それから8 ページお願いします。

こちらは県、市町村から住民、企業等への防災対応に呼びかけということで、国の指針の方でも経済活動等を止めることなく、いつも以上に注意というような言い方ですので、基本的には全て何かをやらないうということではなく、備えをしっかりと確認してほしいというようなことを書かせていただいております。

それで「資料1-4」は先ほど申し上げた修正が反映されたものの一式になりますので、こちらはまた後でご覧いただければと思います。

最後に「資料1-5」でございませう。

今回の修正に関しまして、昨年12月28日から令和5年1月26日までパブリックコメントを実施させていただきました。御寄せいただいた件数は2通で、内容は22件にあたります。22件の回答として右側に長野県としての考え方を示させていただきます。今回お寄せいただいた22件、今回の地域防災計画以外にも、災害のあり方等に関してのご意見もいろいろと頂戴しております。

なかなか計画の反映というところではないものもありますが、二つほどご紹介させていただきます。

「資料1-5」の2ページの4になります。全体に関する意見ということで、2ページ目の上です。今回の防災会議等においては、被災者を中心にすることによっていろいろなものを取り残されないとか、誰も取り残されないために何をすべきか明らかにな



るのではないかというご意見でございます。現在の防災会議には当事者やそれを代弁する人が含まれていないというご意見でございましたが、右側の長野県の考え方としましては、直接被災者という方ではないんですけれども、それぞれ災害時の要配慮者にあたる方の関係で関わっていただいている松本児童相談所、あるいは社会福祉協議会さん、介護福祉士会さん、県の障害者社会参加推進協議会といった関係の方にも委員をお願いしてございます。またその他に当たっても、県の関係でいろんな団体の方にも声をかけて参加していただいておりますし、県の内部でも各部局の課長も任命しているところです。また、パブリックコメントを通じてご意見を伺うことにしておりますので、なるべく多くの方の意見を反映できるように取り組ませていただきますというように回答させていただきました。

それではもう一つ最後にご紹介します。6ページになります。

6ページの21ですが、こちらは地域の役割、あるいは地域の構成が変わっていることにより、女性や障害者なども含めて多くの方が対等に参加する必要があるのではないかということで、具体的にこういうことをしたらどうかというご意見をいただきました。

こちらにつきましては、確かに地域防災力の向上というものは、県でも掲げてございます。いろんな方の協力がなければ、地域での被害防止とかやはりできない、その通りでございます。来年度事業につきましても、地域防災力の向上ということについての事業をいくつか想定しておりますして、市町村やあるいは県内の大学、あるいは関係機関と連携して取り組みを進めていくというふうにしておりますので、方向性としてはそちらに取り組んでいくということで回答させていただきました。

長くなりましたが、説明は以上です。

#### 【阿部知事】

はい、ありがとうございました。

地域防災計画の修正についてご説明いたしました。ご意見、ご質問いただければと思いますが、よろしく願いいたします。

#### 【阿部知事】

ちょっと私から質問していいですか。

この南海トラフの対応なんですけれども、それぞれ委ねるところがかなりあるんですけど、例えば道路の危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等管理上必要な措置を行うって書いてあるけど、どこの道路を止めるとかっていうのは事

前に決めるようになるのか。決めるとしたらいつまでに決めるのかって、さらにこれをブレークダウンするプロセスってどうなるんですかね。

**【事務局】**

はい。具体的に、今のところこの道路っていうのはないんですけども、臨時情報が発表されたときにこの影響があるところ、特に南の方の地域の道路で土砂災害の危険があったり、あるいは工事中というようなところが、その時点でのその危険度の高さはそれぞれ違うと言われてますので、これで道路管理者である県や市町村、あるいは国道の皆様とも話をしていく中で、この考え方である程度リストアップはしようというようには考えております。ただ、その一覧表としてこれが固定したものというふうにはちょっとなり得ないかなっていうのが今の状況でございます。

**【阿部知事】**

なるほど。そうすると、その都度決めるってこと。

**【事務局】**

そうですね。結果的にそうなるんですけど、その前にここはもう既に危険だとか、あるいは何かあったら危ないところっていうのは事前に点検というかりストアップしておいていただくということを前提に、最終的に決めるのはその時かなっていうことにしております。

**【阿部知事】**

なぜ道路について質問したかという、道路のどこが止まっちゃうか、止まらないかで、いろんな活動が変わってしまうので、それは一定程度止める可能性があるところはどこかって共有しておかないと、対策のしようがない。例えば学校の通学に使う道路を止めるようなことが考えられれば、行けなくなっちゃうし、もう少しここから先のことを考える必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

**【前沢危機管理部長】**

危機管理部長の前沢でございます。

おっしゃる通りだと思いますので、主だった道路、それから可能性が高い道路についてはあらかじめリストアップし、それを共有して、そしてその共有した中身を市町村の皆さんとか、教育委員会というところに共有しておく、そうすると、いざとい

うときにピックアップが済んでおりますので、そこをどうしようかっていう議論をそこから始めることができると思いますので、最低限その部分をしたしたいと思います。

**【阿部知事】**

他の方がいかがでしょうか。特に意見がなければ、これで了承ということにしたいと思いますが。

**【阿部知事】**

ちょっと私の方から今申し上げたとおり、南海トラフの対応については、最後のところが各部とか各機関に委ねられているところが多いので、ちょっとここからの進め方の段取りとか、あるいはもう1回それぞれの部局とか関係機関で考えていただいた後のフィードバックの仕方とかで。もう1回この計画の見直しを図るとか、そこら辺も含めて考えておいてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

特にご意見なければ、これで了承とし、原案の通り修正をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、それではそのようにさせていただきたいと思います。会議事項については以上でございますので、あとは進行を事務局にお戻ししたいと思います。お願いいたします。ありがとうございました。

#### 4 報告事項

**【前沢危機管理部長】**

はい、ありがとうございました。

続きまして報告事項として長野県危機管理防災課それから長野地方気象台様からお願ひしたいと思います。一括して報告をいただいた後に、関連したご意見ご質問をお受けしたいと思いますのでまず危機管理部からお願いします。

**【県危機管理部】**

危機管理防災課の柏原と申します。「信州 火山防災の日」の制定につきましてご報告をさせていただきます。

まず「信州 火山防災の日」につきましては、県の考え方を示し、パブリックコメントをはじめ、県内市町村や関係団体、専門家の皆様からご意見をいただきまして、制定の準備を整えているところでございます。

では「資料2」をお出しいただきたいと思います。

「資料2」を1枚めくっていただきまして、参考資料「信州火山防災の日の制定概要」をご覧いただきたいと思います。

制定の趣旨でございますが、本県は県境一帯に七つの常時観測火山を抱える全国でも有数な火山県でもございます。過去から幾度となく火山災害が発生いたしまして、平成26年9月の御嶽山噴火災害では死者行方不明者63名の甚大な被害をもたらしたところでございます。波線で囲みました御嶽山噴火災害後の8年間の主な取り組みにもあります通り、これまで県では名古屋大学御嶽山火山研究施設の運営支援、御嶽山火山マイスター制度の創設、そして昨年8月27日に開館いたしました御嶽山ビジターセンターの建設や火山防災展示など様々な取り組みを行ってきたところでございますが、御嶽山噴火災害を風化させることなく、火山災害に係る意識の向上、防災対策の一層の推進に継続的に取り組み、あわせて、火山および周辺地域の魅力発信による地域振興に寄与するために、「信州 火山防災の日」を定めてまいります。

恐れ入ります「資料2」にお戻りください。

名称につきましては、「信州 火山防災の日」といたします。

期日等につきましては、平成26年御嶽山噴火災害の当日であります、9月27日を「信州 火山防災の日」とさせていただきますが、他の火山におきましても、実際に活動したい日というのがあろうかと思っておりますので、8月28日から9月27日までの1ヶ月間は「信州 火山防災月間」とし、各種行事や情報発信等を重点的に取り組む月間とさせていただきますと考えているところでございます。

制定方法等につきましては3月中に要綱制定し、来年度から実施できるように準備を整えているところでございます。

概要資料にお戻りいただきたいと思います。

「信州 火山防災の日」制定を契機といたしまして、浅間山、焼岳など各火山の関係団体と連携いたしまして、様々な取り組みを展開することによりまして、火山と共生し、火山防災先進県長野を目指してまいりたいと考えております。

取組の概要を下の図にあります通り、三つの柱、「火山防災意識の向上啓発魅力発信」、「火山防災先進県を目指した知見の集積」、「防災減災対策の推進等」を掲げさせていただいているところでございます。

多くの関係機関や関係団体の皆様としっかりと連携いたしまして、「信州 火山防災の日」の制定を契機としまして、取り組みが継続的に実施できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

### 【長野地方気象台】

長野地方気象台から、気象庁の最近の取り組みについてお話させていただきます。  
長野地方気象台南海トラフ地震防災官の山崎です。よろしくお願いいたします。

まず、長周期地震動につきまして、東北地方太平洋沖地震では、長くゆったりとした長周期地震動により、東京、また遠く離れた大阪などの高層ビルにおいて、コピー機が移動したり、天井材が落下したなどの被害が発生したことが知られています。

このような高層ビルの揺れる様子は、従来の震度ではイメージすることが難しいものです。

そこで、気象庁では長周期地震動による揺れへの指標として、14、15階建て以上の高層ビルを対象に、長周期地震動階級を定めました。

階級3以上は「キャスター付きのコピー機などが移動する」、「家具類が倒れる」など、場合によっては人に被害が及ぶ揺れとなっております。

気象庁は、2月1日からこのような長周期地震動の被害を軽減するため、長周期地震動の予測情報を、従来の緊急地震速報の基準に追加することにより、地震発生後直ちに発表することとしました。

これまでの震度では発表対象とならなかった地域にも、長周期地震動階級3以上を予想した場合、緊急地震速報を発表します。

緊急地震速報を見聞きした時には、長周期地震動でも変わりなく、慌てず落ち着いて倒れそうな家具類から離れるなど、身を守る行動をとってください。

気象庁では、緊急地震速報の利活用に加え、高層ビル内での家具類の固定など、長周期地震動への備えについて、周知啓発を進めてまいります。

長野県においても高層建築が増えてきています。ご協力お願いいたします。

続きまして、北海道・三陸沖後発地震注意情報について、ご参考として紹介いたします。

日本海溝、千島海溝では、東北地方太平洋沖地震の2日前にマグニチュード7.3の地震が発生していたなど、マグニチュード7クラスの地震が発生した後に、さらに大きなマグニチュード8クラス以上の地震が発生した事例がありました。今後も、同様の事例が発生する可能性があります。

気象庁では、日本海溝、千島海溝沿いの大規模地震の想定震源域とその周辺で、マグニチュード7以上の地震が発生した場合には、北海道・三陸沖後発地震注意情報を発信し、後発地震への注意を促すこととなりました。

この情報は、通常の日常生活を送りながら、地震の備えの再確認など、1週間地震への注意を高めるといった防災対応をとっていただく情報になります。令和4年12月16日より運用を開始しています。

防災対応をとるべき地域は、右図の通りとなっております。ご覧いただいている通り、長野県は含まれておりません。

情報発信の流れですが、震源および地震の規模が、この震源域に入ってるマグニチュード7以上であるなどの条件を満たしたとき、内閣府、気象庁合同で記者会見が開かれ、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信、とるべき防災対応への呼びかけが行われます。

この情報には、知っておいていただきたい、様々な留意事項があります。大規模地震が必ず発生するというをお知らせするものではないということ、先発地震を伴わず、大規模地震が発生する可能性があるということは特に重要です。

これらの留意事項は、南海トラフ地震臨時情報においても同様の事柄です。南海トラフ地震防災対策推進地域を含む長野県におきましても、このような情報への対応の仕方、長野県と同様に寒冷地である北海道東北地方での各防災機関の地震対策の進め方などに関心を持っていただき、これからの参考としていただきたく、ご紹介させていただきました。地震については以上になります。

長野地方気象台防災気象官の阪田です。ここからは今年度のキキクルの改善について説明します。

まずキキクルについて簡単に説明します。キキクルとは大雨による災害の危険度の高まりを、5段階の色分けで地図上に表示するものです。

土砂災害、浸水害、洪水害の3種類の危険度について、気象庁ホームページで確認できます。

令和4年6月にキキクルの色の表示を変更し、警戒レベルとの齟齬を解消しました。色の変更点は二つあり、一つは警戒レベル5相当である災害切迫を表す「黒」を新たに加えたことです。もう一つは、これまで警戒レベル4相当以上を、濃い紫と薄い紫の2色で表していましたが、警戒レベル4相当を表す色として、紫に統一したことです。

キキクルに関してはもう一つ変更を予定しています。2月16日より、地域の洪水の危険度を一元的に確認できるように、気象庁の洪水キキクルと、水管理国土保全局による、国管理河川についてきめ細やかな越水・溢水リスクを伝える水害リスクラインを気象庁ホームページ上で一体的に表示します。

こちらのスライドは、気象庁ホームページでの洪水キキクル表示のイメージです。

現在、洪水キキクルでは、河川ごとに洪水害の危険度および、指定河川洪水予報の発表状況に応じて着色されています。

2月16日より、地図を拡大した際に、水害リスクラインが表示され、詳細な危険度の閲覧が可能になります。

なお、今後この表示については、流域の減災対策協議会の場などで、詳しい説明が行われる予定です。

次に、線状降水帯に関する各種情報について説明します。

まず、気象庁では令和3年6月から顕著な大雨に関する気象情報の発表を行うことにしました。

これは大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により、非常に激しい雨が同じ場所で実際に引き続いている状況を、線状降水帯というキーワードを使って解説する情報です。

また、この情報が発表された際には、気象庁ホームページの「雨雲の動き」等において、該当する線状降水帯の雨域を赤い楕円で表示します。

続いて、線状降水帯の予測について説明します。

令和4年6月から、線状降水帯による大雨の可能性が程度高いことが予想された場合に、半日程度前から長野県気象情報等において、線状降水帯というキーワードを使って呼びかけることにしました。

対象地域は現在、関東甲信地方であり、広い範囲での予測になっていますが、令和6年度からは県単位で予測する予定で、段階的に対象地域を狭めていきます。

また、気象庁ホームページにおける線状降水帯の雨域の楕円表示についても、令和5年度には事前の予測による表示を開始する予定です。こちらについても、段階的に予測時間を延ばしていきます。

長野地方気象台からの発表は以上となります。

### 【前沢危機管理部長】

それぞれありがとうございました。それでは、ただいまの報告事項を通じまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手またはリアクション機能でお知らせいただければと思います。

それでは、これで協議事項それから報告事項が全て終了でございます。以上をもちまして、長野県防災会議の全日程を終了いたしました。ご協力どうもありがとうございました。